

第4章 個別労働関係紛争に係るあっせん等

1 事前相談

(1) 概要

令和5年の相談件数は159件で、前年に比べ8件(4.8%)の減少となった。相談内容の事項別では、職場の人間関係64件、雇用(解雇等)23件等となっている。また、新型コロナウイルス感染症関連の相談は、整理解雇など計5件であった。

(2) 相談件数

(単位：件)

区 分		31・元年	2年	3年	4年	5年	平均	
相 談 件 数		120	163	163	167	159	154.4	
相談内容の事項別	賃金等	賃金不払い	12	18	15	8	5	11.6
		一時金	1	4	1	3	1	2.0
		退職金	5	16	5	5	4	7.0
		諸手当	4	12	-	1	1	3.6
		その他賃金に関するもの	15	2	16	10	5	9.6
	労働条件	労働時間	3	1	5	5	1	3.0
		休日・休暇	3	2	14	3	6	5.6
		安全衛生	1	-	1	4	4	2.0
		その他労働条件に関するもの	8	15	23	24	21	18.2
	経営・人事	人員整理	-	1	-	-	1	0.4
		配置転換・出向	6	4	10	10	8	7.6
		雇用(解雇等)	25	24	28	16	23	23.2
		雇止め	4	5	15	17	14	11.0
		退職強要	6	16	18	14	10	12.8
		その他経営・人事に関するもの	16	17	15	16	15	15.8
	労働福祉	1	1	-	4	-	1.2	
	組合	-	-	1	2	6	1.8	
	職場の人間関係	-	42	42	46	64	48.5	
	その他	45	25	7	16	16	21.8	
	当事者の男女別	男性	60	82	90	86	114	86.4
女性		60	81	73	81	45	68.0	
当事者の住所別	京都市内	56	76	68	57	54	62.2	
	京都市内以外	37	40	50	66	45	47.6	
	不明	27	47	45	44	60	44.6	
当事者の労使別	労働者	117	154	156	155	150	146.4	
	事業主	3	8	7	11	9	7.6	
	不明	-	1	-	1	-	0.4	
相談の態様別	来局	32	40	45	39	26	36.4	
	電話	87	120	111	122	124	112.8	
	その他	1	3	7	6	9	5.2	

(注) 1 複数の事項を含む相談があるため、相談件数と相談内容事項別件数の計とは一致しない。
 2 平成31・令和元年までの「職場の人間関係」に関する相談は「その他」に計上しており、平均は令和2年以降の相談件数を分母として算出している。

2 個別労働関係紛争に係るあっせん

(1) 概 要

令和5年の新規申請件数は8件、係属件数は9件であった。終結は8件であり、その内訳は、解決が6件、打切りが2件であった。

ア 取扱状況

令和5年に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が1件、新規申請が8件の計9件で、うち8件が終結し、1件が次年繰越となった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
31・元		-	9	9	8	1
2		1	21	22	16	6
3		6	16	22	14	8
4		8	9	17	16	1
5		1	8	9	8	1
平均件数		3.2	12.6	15.8	12.4	3.4

イ 新規申請の状況

(7) 申請者別状況

申請者別にみると、8件全てが労働者からの申請であった。(表2)

表2 申請者別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	申請者別			
		労働者	事業主	双方	計
31・元		8	1	-	9
2		21	-	-	21
3		16	-	-	16
4		9	-	-	9
5		8	-	-	8
平均件数		12.4	0.2	-	12.6

(イ) 月別状況

月別にみると、5月、10月が各2件、3月、4月、9月、12月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
31・元		-	1	1	1	1	-	1	2	-	-	2	-	9
2		2	2	2	-	1	1	1	1	3	2	3	3	21
3		-	-	-	1	-	1	3	1	1	4	1	4	16
4		-	-	1	-	1	-	2	1	1	3	-	-	9
5		-	-	1	1	2	-	-	-	1	2	-	1	8
平均件数		0.4	0.6	1.0	0.6	1.0	0.4	1.4	1.0	1.2	2.2	1.2	1.6	12.6

(ウ) 産業別状況

産業別にみると、製造業が3件(37.5%)、宿泊業、飲食サービス業が2件(25.0%)、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業(他に分類されないもの)が各1件(12.5%)であった。(表7)

(イ) あっせん事項別状況

あっせん事項別にみると、延べ件数は9件となり、解雇等の「経営又は人事」が5件、「職場の人間関係」が3件、「賃金等」が1件であった。(表8)

(オ) 地域別状況

発生地域別にみると、京都市内が7件、京都市内以外が1件であった。

ウ 終結状況

令和5年に係属した9件のうち、8件が終結し、その内訳は、解決が6件(75.0%)、打切りが2件(25.0%)であった。打切り2件は、被申請者があっせんに応じなかったため(不応諾)、開催できなかったものである。(表4)

表4 終結状況 (単位：件)

年	区分	解決			打切り (不応諾)	取下げ	不開始	計	(参考)(%)	
		案提示	その他	小計					解決率	案提示率
31・元		4	-	4	3(1)	1	-	8	57.1	57.1
2		10	-	10	3(1)	3	-	16	76.9	76.9
3		6	-	6	6(5)	2	-	14	50.0	50.0
4		12	1	13	2(1)	-	1	16	86.7	80.0
5		6	-	6	2(2)	-	-	8	75.0	75.0
平均件数		7.6	0.2	7.8	3.2	1.2	0.2	12.4	70.9	69.1

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

エ あっせん回数及びあっせん係属日数

あっせん回数は平均1.7回、あっせん係属日数は平均73.5日であった。(表5、6)

表5 あっせん回数 (単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		31・元	2	6	-	-		
2	3	10	1	2	-	16	1.4回	
3	7	6	1	-	-	14	1.1回	
4	2	6	6	2	-	16	1.7回	
5	2	3	2	1	-	8	1.7回	
平均件数		3.2	6.2	2.0	1.0	-	12.4	1.4回

表6 あっせん係属日数 (単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		31・元	1	-	1	1	4	1		
2	-	-	1	3	8	2	2	16	53.6日	
3	-	-	1	2	7	3	1	14	50.9日	
4	-	-	-	3	2	6	5	16	78.9日	
5	-	-	-	1	2	4	1	8	73.5日	
平均件数		0.2	-	0.6	2.0	4.6	3.2	1.8	12.4	59.7日

表7 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	31・元	2	3	4	5	平均件数
農業、林業		-	1	-	-	-	0.2
農業		-	1	-	-	-	0.2
建設業		1	-	1	-	-	0.4
製造業		2	5	2	1	3	2.6
食料品製造業		1	-	-	-	-	0.2
繊維工業		1	1	-	-	1	0.6
化学工業		-	-	-	1	-	0.2
プラスチック製品製造業		-	-	1	-	-	0.2
窯業・土石製品製造業		-	1	-	-	-	0.2
はん用機械器具製造業		-	-	-	-	1	0.2
生産用機械器具製造業		-	2	-	-	-	0.4
電気機械器具製造業		-	1	1	-	1	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-
情報通信業		-	1	-	-	-	0.2
情報サービス業		-	1	-	-	-	0.2
運輸業、郵便業		1	1	1	1	1	1.0
道路旅客運送業		1	-	1	1	-	0.6
道路貨物運送業		-	1	-	-	1	0.4
卸売業、小売業		2	-	6	5	-	2.6
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	2	-	2	1	1.0
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	1	-	1	1	0.6
技術サービス業(他に分類されないもの)		-	1	-	1	-	0.4
宿泊業、飲食サービス業		2	3	-	-	2	1.4
宿泊業		2	-	-	-	2	0.8
飲食店		-	3	-	-	-	0.6
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	1	-	-	0.2
娯楽業		-	-	1	-	-	0.2
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	-
医療、福祉		1	4	2	-	-	1.4
医療業		-	2	-	-	-	0.4
社会保険・社会福祉・介護事業		1	2	2	-	-	1.0
複合サービス事業		-	1	2	-	-	0.6
協同組合(他に分類されないもの)		-	1	2	-	-	0.6
サービス業(他に分類されないもの)		-	3	1	-	1	1.0
機械等修理業		-	1	-	-	-	0.2
職業紹介・労働者派遣業		-	1	1	-	-	0.4
政治・経済・文化団体		-	-	-	-	1	0.2
その他のサービス業		-	1	-	-	-	0.2
公務		-	-	-	-	-	-
合 計		9	21	16	9	8	12.6

表8 あっせん事項別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	31・元	2	3	4	5	平均件数
経営又は人事		7	13	14	9	5	9.6
解雇		2	6	7	2	4	4.2
配置転換、出向・転籍		-	1	-	2	-	0.6
復職		1	-	-	-	-	0.2
懲戒処分		1	-	2	1	-	0.8
退職		2	4	-	-	-	1.2
その他の経営又は人事		1	2	5	4	1	2.6
賃金等		3	18	13	3	1	7.6
賃金未払		-	8	5	-	-	2.6
賃金減額		-	-	2	1	-	0.6
一時金		-	-	-	1	-	0.2
退職一時金		-	1	1	1	1	0.8
解雇手当		2	4	2	-	-	1.6
諸手当		-	3	-	-	-	0.6
その他賃金		1	2	3	-	-	1.2
労働条件等		-	4	3	-	-	1.4
年次有給休暇		-	-	1	-	-	0.2
時間外労働		-	-	-	-	-	-
安全・衛生		-	1	-	-	-	0.2
社会保険		-	-	-	-	-	-
その他の労働条件等		-	3	2	-	-	1.0
職場の人間関係		3	4	-	1	3	2.2
パワハラ・嫌がらせ		3	4	-	1	3	2.2
その他		-	1	1	-	-	0.4
合計		13	40	31	13	9	21.2

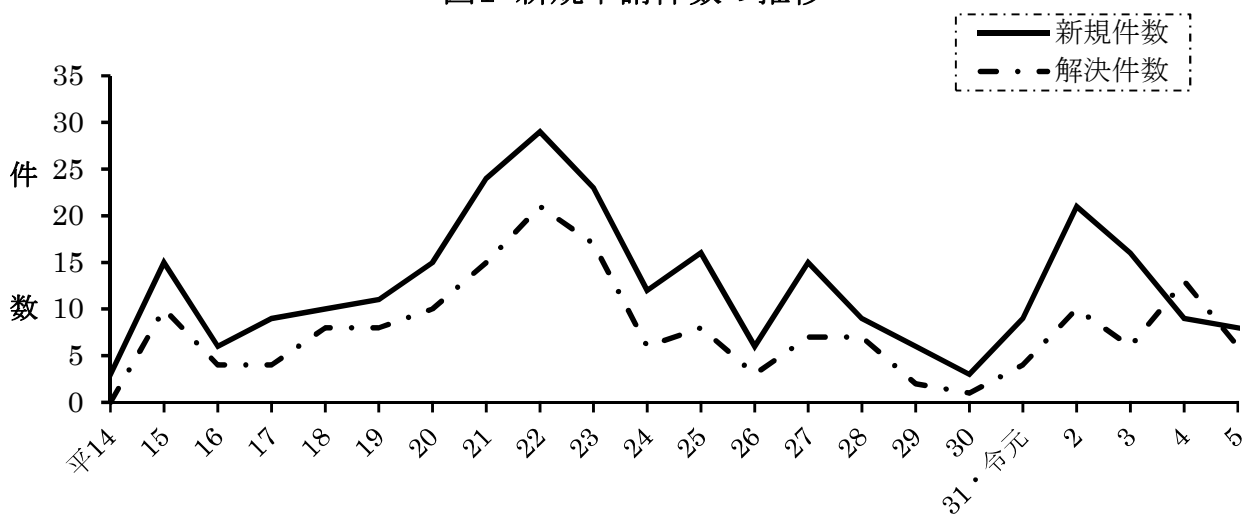
(注) 複数のあっせん事項を含む事件があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

表9 年別取扱・処理件数

(単位：件)

区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数					次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打切り	取下げ	不開始	計	
14	-	3	3	-	2	1	-	3	-
15	-	15	15	10	2	-	-	12	3
16	3	6	9	4	5	-	-	9	-
17	-	9	9	4	2	-	1	7	2
18	2	10	12	8	2	1	-	11	1
19	1	11	12	8	1	-	-	9	3
20	3	15	18	10	7	-	-	17	1
21	1	24	25	15	8	2	-	25	-
22	-	29	29	21	4	-	-	25	4
23	4	23	27	17	3	2	1	23	4
24	4	12	16	6	10	-	-	16	-
25	-	16	16	8	6	1	-	15	1
26	1	6	7	3	2	-	-	5	2
27	2	15	17	7	8	1	-	16	1
28	1	9	10	7	2	1	-	10	-
29	-	6	6	2	3	1	-	6	-
30	-	3	3	1	2	-	-	3	-
31・元	-	9	9	4	3	1	-	8	1
2	1	21	22	10	3	3	-	16	6
3	6	16	22	6	6	2	-	14	8
4	8	9	17	13	2	-	1	16	1
5	1	8	9	6	2	-	-	8	1
計		275		170	85	16	3	274	

図1 新規申請件数の推移



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん員指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令4-8 小売業	労働者Aが、諭旨解雇の撤回を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 当事者双方は、Aの労働契約が普通解雇により終了したことを確認する。	解決 (案提示)	労	4.10.26 4.10.27 5.3.17	3回 143日 142日	青木(公) 山本(労) 石津(使)
個令5-1 繊維工業	労働者Aが、解雇に伴う経済的・精神的損害に対する解決金の支払いを求めてあつせんに申請 【打切り理由】 事業主が、歩み寄りの余地なしとしてあつせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	5.3.8 5.3.9 5.4.26	0回 50日 49日	橋本(公) 松本(労) 倉垣(使)
個令5-2 道路貨物運送業	労働者Aが、雇止めの撤回等を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aの労働契約が期間満了により終了したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	5.4.6 5.4.7 5.6.22	1回 78日 77日	村中(公) 上尾(労) 塩尻(使)
個令5-3 専門サービス業	労働者Aが、解雇の撤回又は経済的・精神的損害に対する解決金の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが会社都合により離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	5.5.30 5.6.5 5.8.23	2回 86日 80日	青木(公) 青山(労) 小林(使)
個令5-4 電気機械器具製造業	労働者Aが、会社都合の場合の退職金との差額及びパワハラに対する慰謝料の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・事業主は、解決金を支払う。 ・Aは、今後第三者に対して、本件に関する情報提供等を一切行わないものとする。	解決 (案提示)	労	5.5.30 5.6.8 5.8.28	1回 91日 82日	土田(公) 西岡(労) 倉垣(使)

事件番号 業種	事件の概要	結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令5-5 政治・経済・文化 団体	労働者Aが、解雇の撤回を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 当事者双方は、解雇の翌日から○年○月○日までの有期雇用契約を締結する。	解 決 (案提示)	労	5.9.11 5.9.19 5.11.15	2回 66日 58日	橋 本(公) 師 玉(労) 上 田(使)
個令5-6 宿泊業	労働者Aが、解雇に伴う逸失利益の支払い及び解雇理由の撤回を求めてあつせんに申請 【打ち切り理由】 事業主が、歩み寄りの余地なしとしてあつせんに辞退したため	打ち切り (不承諾)	労	5.10.5 5.10.6 5.11.1	0回 28日 27日	村 中(公) 松 本(労) 小 林(使)
個令5-7 はん用機械器具 製造業	労働者Aが、パワハラ放置に対する謝罪及び慰謝料の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 事業主は、解決金を支払う。	解 決 (案提示)	労	5.10.6 5.10.11 5.11.20	1回 46日 41日	青 木(公) 上 尾(労) 塩 尻(使)
個令5-8 宿泊業	労働者Aが、パワハラ放置の使用責任に対する慰謝料の支払いを求めてあつせんに申請 —	—	労	5.12.14 5.12.18 (係属中)	—	村 中(公) 松 本(労) 小 林(使)